

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第4回）

令和2年12月2日

【小島会長】 皆様、こんにちは。定刻より少し早いですが、全員おそろいになりましたので、令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会第4回を開催いたします。皆様、御出席いただきましてありがとうございます。オンラインで御参加の委員の先生方もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、松田委員が御都合で今日は御欠席ということですので、御意見等また伺って、今日の会議の成果にまた反映させていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 本日の配付資料ですけれども、議事次第、それから資料1の第3回の主な意見について、そして、資料2の企画調査会における審議のまとめ（たたき台）です。また、委員のお手元には前如同様、これまでの資料等をつづったファイルを机上に用意するとともに、今回、机上配付資料として、国・地方における文化財の保存活用制度のイメージと今後の進め方（案）を置かせていただいております。なお、青いドッジファイルのほうについては、前如同様、今後も追加していきますので、お持ち帰りにならないようお願いします。

資料の不足等があれば、事務局までお申しつけください。大丈夫でしょうか。

また、前如同様、新型コロナ感染拡大防止のため、プレスを含む傍聴者はオンライン参加です。また、岩崎委員、甲斐委員、竹内委員、都竹委員もオンラインで参加いただいております。音声配信の都合上タイムラグが生じることがございます。御不便をおかけいたしますが、何とぞ御了承願います。

最後に、東京会場にいらっしゃる皆様に注意事項をお知らせします。本日皆様に御発言いただく際はお手元のマイクを使っていただきます。御発言される際は青色のボタンを一度押して、マイクの縁が赤くなっていることを確認してから御発言されてください。御発言が終わりましたら、もう一度青いボタンを押して、マイクをオフにしてください。以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

本日の議事は3件ございます。早速ですが、議事を進めてまいりたいと思っております。

議題1について、事務局より御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、本日も委員の皆様方、大変御多忙の中、そしてちょっと足元の悪い中ではありますが、お集まりいただきましてありがとうございます。また、オンライン会議の先生方にも本当にお忙しい中ありがとうございます。私の説明で音声聞き取りづらかったりしたら、発言中でも結構ですので遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

それでは、最初にまず前回の振り返りということで、資料1、11月20日に行われました第3回会議での主な意見を、御紹介したいと思います。これはいつものように、先生方に、ぎりぎりになってしまっていて恐縮だったんですが、御覧いただいたものにです。また、なかなか議事録が間に合っていないで大変恐縮なんですけど、こちらを併せて進めてまいりたいと思います。

前回、論点ごとに申しますと、まず、無形文化財・無形の民俗文化財の登録制度のことについてです。先日の会議でいただいた主な御意見ですが、前回は記録選択の仕組みについてもお話をさせていただきまして、記録選択の必要性だったり、また、それとの差別化というようなことも御議論いただきました。現行の指定・記録選択とは別に、登録基準をうまく無形で新たに定めていくことで、新たな登録制度を加えることで保存・活用することができるのではないかというような御意見。

それから、記録選択はその時点での記録を作成するに過ぎず、その後、継承されないという懸念もあるのではないかと。新たに、国の無形民俗文化財の登録制度を導入して、それについて継続的な保存・活用のための措置を講じて、確実に継承されるような制度を期待していきたい。

自治体にとっても地域資源の掘り起こしが重要であって、なかなか現行の制度では対象にしにくいものもあるのではないかと。地元にとって保存・活用に向けて大きなモチベーションになるのではないかと御意見もいただきました。

また、直接的な支援というのがあれば一番ありがたいのですが、そうじゃなかったとしても様々な措置は考えられるので、まずはうまく受け止めていくということに意味があるのではないかと。

それから、食文化や地域のお祭りを国が文化財としてしっかり価値づけをしていくことについては、これからまた来日される外国の方も増えてくると思うのですが、そういった方々の日本の文化に触れる機会を提供したり、インバウンド需要を喚起することにもつな

がるので非常に重要ではないか。文化をうまく活用することが経済力強化のためにも必須ではないかという御意見もいただいています。

2つ目の生活文化等の保存・活用についてというところです。なくなりそうなもの、継承が難しいもののうち、歴史上・芸術上の価値が認められるものを文化財として保護するのがこれまでの文化財保護行政だと。現在、議論している生活文化という中には、これに当たらないものの中にはあるのではないか。これらを対象にしていくことについては、国が特定の対象にある種のお墨つきを与える意味もあったり、文化財保護の在り方を変えることにもなるので、十分な議論をこの会議でもさらにしていく必要があるのではないかとこの御意見をいただいています。

生活文化という言葉自体、定義づけをしっかりとできているわけではないのですが、その辺が少し曖昧であって、何を意味しているのかということをもう少し確認しながらやる必要があるのではないか。実態調査は重要であるけれども、こういったところに網をかけたか、どう調査させるのかをもう少し明確にしたらどうか。総体を調査して把握できるというのではないか。

書道については、寺子屋のときからずっと継続してきており、今でも確実に次世代に継承されるようにするために、文化財としてきちんと価値づけ、保存・活用を図るべきではないかという御意見をいただいています。

資料の裏面ですが、日本の現代アートへの評価が高まる一方で、流出も増えてきている。特にインバウンドのニーズが高いにもかかわらず、代表的な作品が常設では鑑賞できないような事態も生じているので、登録制度への柔軟な定義を考えることで保存につながると考えるが、調査に当たっては、国内の専門家の御意見ももちろんなのですが、国際的な評価ということも見ていく、世界的な視点で考える必要もあるのではないか。

地方の美術館にとっては、評価の定まっていない現代アートを取り扱っていくというのは現実的にはなかなか難しいこともあるのではないか。税制等で個人のコレクターを支援していくことが適切ではないかという御意見もいただいています。

3番目の地方公共団体における登録制度の関係ですが、地方公共団体が登録制度を設けることができるかどうか、今検討していますが、これまでは法律上には位置づけがなく、条例上で各自治体でやってくださっているわけですが、法律上に位置づけることで、地元にとっては法的な根拠のある登録として箔づけにもなって、保護の意識が高まってくる。今は登録制度を独自に設けている自治体は大体80ぐらいと少なく、取組が進むのではな

いか。

国の登録制度と地方の登録制度の棲み分け、自治体ではそれぞれのニーズに応じて多様であって、それを国の登録制度が阻害しないようにする必要があるのではないかと。例えば、県をまたぐような広域にわたるものを対象にするとか、自治体で登録制度を運用するのが困難な場合にそれを補完していくとか、国の登録制度の在り方自体ももう少し考えられるのではないかと。という御意見をいただいております。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。前回の委員の先生方の御意見をこういう形で簡潔にまとめていただきました。これらの御意見についてさらに補足の御説明なり、さらに追加の御意見等ございましたら、お願いいたします。

鍋島委員、お願いいたします。

【鍋島委員】 1枚目の下から3行目のところなんです、「書道は、江戸時代の寺子屋の時からずっと継続しており」というふうになってしまって、ちょっとここ飛躍がし過ぎていますが、これは書き初めに限ったことで、書き初めが江戸時代の寺子屋のときからずっと継続していますということを前回申し上げたので、そのところ、これは書き初めについての発言でした。ということで、すいません、よろしくお願いします。

【小島会長】 ありがとうございます。補足の説明をしていただきました。

委員の皆様、ほかに御意見等ございませんでしょうか。齊藤委員、よろしいですか。

【齊藤委員】 齊藤です。今の生活文化等の保存・活用についての大前提で、1つ目の中ポツ、「無くなりそうなもの、継承が難しいもののうち」と書かれているんですが、歴史上・芸術上の価値が認められていれば、その保存、何ていうのかな、継承が難しくなくても重要無形文化財に指定するようにしたのが、30年から始まった重要文化財の指定制度ではなかったかと思うんです。

保護法上で見ると、最初から無形文化財を守る制度はあったんですけど、助成等の措置を講じないと衰亡のおそれがあるものについてだけ支援できるという制度が最初スタートして、その後、衰亡のおそれがあるろうと、なかろうと、日本にとって重要ならば指定して保護を図ろうという積極展開に変わったと思うので、これ一般的にはこういうふうに思われがちなんですけれども、有形文化財も含めて、皇室の持つておられるような御物は例外だと思いますけれども、きちんと伝承、将来に残りそうな有形文化財も価値が認められれば指定しているのではなかったのでしょうか。

ちょっと逆質問になりましたが、後でそうなのかというふうに聞かれたときに答えられるようにしておいたほうがいいかなと思って、あえてお話ししました。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。後ほど進行についてのお話をいたしますけれども、最後に総括のような議論をしていきたいんですが、今、1つ事務局のほうに御質問のような形でも御発言がありましたので、少し補足していただけますか。

【鍋島課長】 齊藤先生がおっしゃっているとおりではあると思うんですが、指定ないしは登録等する際に、歴史上・芸術上の価値が認められるということが確かに要件としてはあります。広くおっしゃっているような考え方で今、制度は運用してきていると思いますので、ちょっとまた確認もいたしますが、今の現状ではそうだと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。また後ほど議論の中でもここに触れることがあれば、またさらに御説明をお願いしたいと思います。

ほかにかがででしょうか。お願いします。

【岩崎委員】 現代アートについてなんですけども、流出が問題になっているので登録をしてということなんですけども、私の知識というか、聞いた限りでは、現代アートと言われるような分野に関して、海外で認められることがそのアートの価値が認められるということなんですね。

つまり、彼らは世界でもって評価されることを望んで出ていっているということで、それは流出というふうに言えるのかどうか。仮にそれを流出だと言うんだとすれば、登録文化財の対象にすることが流出に対する有効な機能になり得るのかどうか。つまり、それは現代アートの置かれている現状分析にもなると思うんですけども、この流出という問題が具体的にどういうものなのかというのはもう少し整理をしていただけないかなと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。児島委員、何かそのことについてコメントいただけますか。

【児島委員】 児島です。今、岩崎先生から御指摘の点で、流出という言葉自体が本当に適切かどうかというのも確かにあるんですけども、現状で海外で高く評価されて認められている作家というのは、海外での評価が高いがゆえに作品の価格が高騰して、国内の美術館が収蔵できないという、そういう事態になっております。

一方で、必ずしも海外で高く評価されている作家だけが、現代アートにとって、あるい

は日本にとって重要というわけでももちろんございませんので、一般的に現代アート分野で活動している作家を国として支援していく、あるいはそういう若い作家をもっと輩出できるようにしていくという意味で、登録文化財への道を開くことで、今、美術館に収蔵される道というのがなかなか厳しいものですから、個人コレクターのコレクションなどに加えられることで、かろうじて生活ができていたり、あるいは高名な作家も国内に作品が残っているというような実態がありますので、そのところを今回認識をしていただき、さらにそういった事態に対して有効な手段を講じることができればと思っておりますが、そんなところでよろしいでしょうか。

【小島会長】 ありがとうございます。議事の2のほうでまたこの件についてはもう一度、御意見等伺うことができると思いますので、次に進めさせていただきたいと思います。

今日は2時間という時間の中で企画調査会における審議のまとめ、たたき台をまとめるという作業してまいります。その前提として、今、前提となる確認をしていただいたんですけれども、前回と同様に、一遍に議論するとなると、対象も様々ですし、それに対する方法についても様々な議論になりますので、前回同様に内容を分けて、時間を区切って進行させていただきたいと思います。

前回は私のほうで事実確認を挟むような形で進行させていただいたんですが、資料の2を御覧いただきたいんですけれども、資料の2、今回は4つの項目に分かれております。1、文化財を取り巻く現状と課題、それから2が、前回と同じように2つに分かれております。さらに新たな項目として、取りまとめについての最終的な御意見をまとめるための総括的な意味合いも含めて、3として今後に向けてというふうに、今回4つの項目で内容を整理してまいりました。

それで、私のほうから御提案なんですが、この4つの項目について20分ずつまた区切らせていただいて、最後なるべく多くの時間を残して、全体に向けての総合討論という形で進めさせていただきたいと思うんです。進行する私のほうからの御提案なんですが、こういう前回と同じような進行ですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、限られた時間ですので、質疑含めて20分ずつの御検討ということでお願いいたします。

それでは早速、2の1について事務局より簡単に御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、改めて失礼いたします。前回11月20日の第3回の会議では、これまでの議論の整理（案）という形で先生方に御審議をいただきました。2回目のヒアリン

グで来られた方の御意見も含めまして、今回はこれまでの議論の整理（案）という形で一旦整理をして、様々な御意見をいただいたところです。

今回は、小島会長お話しされましたように、資料2として「企画調査会における審議のまとめ（たたき台）」という形で、改めて前回までの御意見を基に整理をしてみたところですが、例えば、1、文化財を取り巻く現状と課題、現状、課題があるわけですが、こういった骨格のところは前回のこれまでの議論の整理案から特に大きく変えているものはございません。小島会長おっしゃってくださったように、今後に向けてというのを新設したり、あとは生活文化の中で、生活文化、現代アート作品というのを少し明示的に分けさせていただいたところが少し違うところです。

それで、今回はポチという形で少し項目ごとに塊のような形でお示しをして、それぞれ御意見をいただいたところですが、今回はそれを少し文章化を試みてみました。

まず、1番の文化財を取り巻く現状と課題、特に現状のところになります。文化財は我が国の様々な時代背景の中で生み出されてきて、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である、次世代に継承していくことは国民共通の責務ではないか。

我が国では文化財保護法に基づいて、指定等の保護措置が体系的に講じられ、所有者、保持団体、地域住民の方々の御尽力によって保存・活用が図られてきた。多様な文化の発信に対する期待が高まる中で、これらを保存・活用していくことは一層重要だ。その中で文化芸術基本法では、基本的施策に関連して、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に関わる文化を生活文化という言い方で、その振興を図るとされてきました。その保存・活用の必要性についての認識が高まっている。

また一方で、文化財を取り巻く現状は極めて厳しい状況にあるのではないかと。最近のコロナの感染拡大もあり、様々な実演を伴う公演が中止・延期になっていて、その継承にも大きな影響が及ぼされています。また、お祭りなど年中行事についても、中止、または実施する場合でも非常に縮小されてきている事態が生じております。十分活動が行われないようなおそれのある、ある意味危機的な状況となっているという指摘もされています。

平成29年の企画調査会で御議論いただきました担い手不足ということにつきましても、各地方公共団体で、地方創生の観点から様々な保存・活用の取組が行われているものの、引き続き課題として継続しており、その取組が期待されるということです。

課題としまして、次のページですけれども、この企画調査会においては、生活文化など現時点では価値づけの定まっていない分野や、従来は歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分

でないと考えられてきた文化財について、その特性に応じた保存・活用を図る必要があるということ。また、無形の文化財については重要なものを重点的に保護する指定制度により、各種の規制を伴う保護措置により保存・活用を図っているわけですが、より柔軟な方策によって、幅広く保存・活用の措置を講じていく必要があることなどを課題として検討を行っていただいております。

財政的な制約もある中で、また、地方創生の観点からも地域の文化の掘り起こしなどが行われてきていますが、平成30年の文化財保存活用大綱、都道府県ですね、そして文化財保存活用地域計画、こちらは市町村ですが、これの導入によって、自治体における文化財の把握も進んでいく中で、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の取組が求められ、地域における文化財の保存・活用の充実に向けた方策についても検討を行っていただきました。

また、ヒアリングについても行っていただいたということです。

2番ですが、多様な文化財を保存・活用していくための方策として、まず1番目が、国の無形文化財、無形の民俗文化財への登録制度の関係です。必要性のところですが、平成18年にユネスコにおける無形文化遺産保護条約が発効して、これまで21件登録されています。地方創生と相まって、地域文化の特色として地域のお祭りなどが捉え直されるとか、認識が高まっているということがあります。また、自治体は独自に条例等で無形の文化財の登録等を行うことによって、緩やかな保存活用の措置を講じています。

このような取組の過程の中で保存団体が形成される場所もあつたりして、地域における機運の醸成や自主的な活動にもつながっているという御指摘もいただいております。

一方で、コロナの感染拡大は無形の文化財においても深刻な影響で、歌舞伎、落語、能楽などの芸能に関する公演等について、第1回会議の資料にありましたように、約4,300件以上が中止・延期になっていたり、発表の機会が失われている調査結果がありました。地域の伝統行事なども中止が相次いでいる。茶道、華道、書道などの生活文化においては、当事者の声として、継承の基盤となる日常的な教授活動ができなくなっているということも御指摘をいただいております。

次のページです。こういったものが非常に重要な役割を担っているために、コロナの状況でその継承が十分に行われないおそれのある危機的な状況ではないか。従前から担い手の不在による散逸・消滅の危機は重大な課題ですが、無形文化財においても、生活様式の変化や担い手の高齢化等によって、その存在が危ぶまれるものが増えているという御指摘

もいただいています。このため、存続が危ぶまれる無形の文化財等を広く保護の対象とするため、新たな制度的な措置を講じる必要があるのではないかと。

具体的な方策として、既にある重要無形文化財、重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録制度を新たに創設することが適当ではないかと。有形文化財においては、既に登録制度が平成8年以降設けられていますが、建造物については全国で1万件超活用されています。

また、国が地域の郷土料理を無形の民俗文化財として価値づけることによって、意識が変わったり、促進につながるとか、インバウンド需要ということも考えられるというお話もありました。

指定制度を補完して、幅広く活用を図る登録制度の趣旨を踏まえると、登録制度を創設する場合には柔軟な登録基準としていくことが重要ではないかと。

検討すべき論点です。記録選択との関係の整理ですが、これは保護法上、記録選択の制度があって、これまでに91件、民俗は647件行われています。

変遷の過程を知る上で重要なものについて国が自らやる場合もありますし、自治体に対して助成を行ったりする場合もありますが、そのものへの支援を講じるものではないため、当該文化財を継続的に保存するものとはなっていないということです。したがって、次のページですけど、より多様な保存・活用の手法を取り得るようにするためにも、無形の文化財の登録制度を創設することは有意義ではないかと。

地方の指定制度等との関係です。登録制度の創設が続いてきていますが、地方の指定制度が国登録に優先するということになっています。

一方で、国指定を将来視野に入れる場合で、かつ所有者の方々の同意が得られる場合は、有形文化財でも国の登録と地方の指定を重ねて行うことも可能な制度設計になっています。これと同様の扱いが考えられるのではないかとということです。一旦国の登録は抹消することを原則とします。

また、自治体の中で登録制度を設けているところもありますので、今後、実際に今回こちらの企画調査会では大きな御議論をいただいています。具体的な内容は、さらに文化財分科会において、無形や無形民俗の登録制度の内容を具体化していくに当たって、こうした先行する取組の状況に留意して、国・地方全体での体系の整合の観点から、さらに検討を進めていく必要があるのではないかと。

既存の登録制度の更なる活用については、有形文化財への登録については、建造物では

1万件を超える登録、美術工芸品は、コレクションということではありますが、17件だということ、必ずしも有効に機能していないという御指摘もいただいています。

建造物は、全国的な調査を実施しているとか、網羅的に把握することの中で、自治体との連携の中で積極的に登録を進めている。美術工芸品については、登録基準が原則として製作後50年経過、歴史的もしくは系統的にまとまって伝存したもの、系統的もしくは網羅的に収集されたものという規定があります。自治体の御意見を聞いた上でコレクションとして登録することになっていることから、指定されている件数1万件以上と比較しても少ないのではないかと。こういったことを踏まえ、現状既にある有形文化財の登録制度についても、更なる活用を図っていくことが求められるということです。

一旦、2(1)は以上です。

それから、すいません、一番最初のページに戻っていただきまして、用語解説などの脚注を最終的にはいろいろ入れてみたいと思いますが、1ページの一番下に、文化財という言葉についてまず一旦入れさせていただきました。

文化財という言葉自体、非常に多義的になるかと思えます。いろんな意味合いがあると思いますが、狭義に考えた場合には、文化財保護法の定義に基づく文化財を指して、指定、登録等がないような未指定のものも含むという場合もあれば、指定、登録文化財を限定的に意味することもあります。

また、広義に考えた場合ですが、保護法上の定義に限らず、文化活動によって作り出された文化的価値を有するものを指して用いられることもあります。多様な文化財の保存・活用方策を今回、この企画調査会では主題として議論していただいていますので、特に明示がない場合には、今回はこの文化財は後者の広義の文化財として用いたつもりですが、ちょっと全体的に御覧いただきまして、また御指摘もいただければと思います。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。1文化財を取り巻く現状と課題、次に2の(1)、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について御説明をいただきました。特に2の(1)については、必要性、それから具体的な方策、検討すべき論点という形で整理をしていただいております。具体的な方策についてはかなり明確な記載になっておりますので、委員の皆様からのまた御意見をいただいて、さらにこの内容を検討を進めていきたいと思っております。

御意見のある委員、いらっしゃいますでしょうか。齊藤委員、お願いいたします。

【齊藤委員】 すいません、私ばかりで申し訳ありません。これも一種の事実確認なんですけれども、2ページ目の上から4行目右端に「無形の文化財については、重要なものを重点的に保護する指定制度により各種の規制を伴う」と書かれているんですが、無形文化財、無形民俗文化財、それぞれ微妙に対応状況は違うんですけど、規制というのは何を指しておられるのでしょうか。

私の認識だと、両文化財とも特段の規制事項はないと認識していたんですが、よろしければ、よろしくをお願いします。

【小島会長】 事務局、いかがでしょうか。

【鍋島課長】 すいません、ちょっと確認して、また確認した上で発言したいと思いません。

【小島会長】 齊藤委員、後ほどまた確認の上、御説明があると思います。

【齊藤委員】 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

【小島会長】 ほかにいかがでしょうか。鍋島委員、お願いいたします。

【鍋島委員】 2番の多様な文化財の保存・活用していくための方策の1番のところの必要性というところで、今回の改正の必要性のときに、ユネスコということが非常に大きく捉えられているとは思っていたんですが、なかなかこの中でユネスコに関することが出てきていません。一番最初に平成18年にユネスコにおける無形文化財云々と、無形文化遺産とありますが、要は無形文化財の保存・活用に対する認識がとても高まっているというところで、今回、書道、食文化ということを改正の必要性にも書いていただいておりますが、書道、食文化、食文化は特に日本酒は今、世界的に注目されていますけれども、ユネスコへの登録ということも非常に大事というか、目指していますので、今回のこの登録制度というのは非常に意味があるものだと思っています。

書は、特に文化庁と一緒に実態調査もしていますし、日本書道ユネスコ登録推進協議会を2015年に立ち上げて、これも実態調査をして、報告書などもして、ユネスコ登録に向けて非常に頑張っていますので、この登録制度というものは新しい形での保存と活用を見いだせると思うので、そこのところもぜひ何か一文入れていただければなというふうに思っております。

【小島会長】 事務局、いかがでしょうか。

【鍋島課長】 はい。今の御指摘を踏まえて、追加できるように考えます。

【小島会長】 ありがとうございます。

【鍋島課長】 あと、すいません、先ほど齊藤委員からお話しいただいたところですが、趣旨がうまく合っているかどうかはありますが、おっしゃられるように、美術工芸品や建造物の分野と比べますと、無形文化財そして無形の民俗文化財は、あまり有形と比べると規制はないのが実態です。

例えば有形文化財ですと、現状変更とか、何か少し変えるような場合に文化庁に申請をいただいて、文化財分科会等で御議論いただくような形で、許可制にするスタイルがこの規制の内容になります。無形の文化財、そして無形民俗は、例えば無形文化財では、保持者の変更がある場合に届出をいただいたり、保存に関する助言・勧告をさせていただくことがあります。うまく伝わるかどうかというのはあるのですが、状況です。

無形民俗文化財につきましては、保存に関する助言または勧告をさせていただくのが、一応、支援措置と裏腹の規制で考えておりますので、一応そういったことをイメージして書いたつもりですが、ちょっと表現がうまくなければ、またおっしゃっていただければと思います。

【齊藤委員】 ありがとうございます。要するに、無形の文化財というのは、伝承しておられる方々の意思に大いによっているところなので、国が将来これをこのままこうしろとか、ああしろとか言いにくいものだとは私は思っていました。

今、御指摘くださったところは、規制といえば規制にも聞こえるんですが、例えば今そのまま受ければ、これは後でちゃんと検討していただくとして、指定制度により必要に応じて助言や勧告を行うなどにより保存・活用を図っているところ程度にすれば、保護法上の説明とも合うかなと思いましたが、今、思いつきですので、後でもしそれが有効なら御検討いただければと思います。

規制というと、例えば極端な話、人間国宝は日本国内に住まなければならないのかとか、そういう話はないんですね、多分。今まで外国に本籍地を移された人間国宝はないと思いますけれども、そうなったときどうするかはともかくとして、居住地は届出を、芸名を変えたら届け出るとか、保護団体は名称を変更したり、事務所の所在地を変えれば届け出なければならないという事項はあるんですけど、それはどちらかということ、事務的にちゃんとしておくべきことだという程度かと思っていました。

今後、生活文化がこのような範囲で登録されるときにも、後で緩やかな規制というような、「柔軟な登録基準」という言葉がありますけれども、そこに登録された方々が規制と受け取られるような、自分たちが不自由になるというふうを受け取られるのは、ちょっとこ

の趣旨では逆にもったいないかなと思ったので、あえてすみません、言わせていただきました。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。

間もなく予定した時間になるんですが、ここでの議論で大切なことは、検討すべき論点のところ、記録選択との関係の整理というところが大事な問題になってくるんだろうと思います。現場で運用する方々に混乱が起きてはいけませんし、このところで最後に無形の文化財の登録制度を創設することは有意義であるということで、検討すべき論点、こういう形でまとめているんですが、この辺については委員の皆さんのほうから御意見等ございませんでしょうか。

【都竹委員】 発言させていただいてよろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いいたします。

【都竹委員】 飛騨市長の都竹でございます。

記録選択の部分なんですが、私、最初的时候に、登録の無形文化財あるいは無形民俗文化財、変化をしていく、育ちゆく文化財というようなことをちょっと申し上げたんですけども、逆に緩やかな制度とする分だけ、どんどん変化していくということを前提としなきゃいけないと思っております、そうすると、登録無形文化財なり無形民俗文化財を制度として設けた際に、記録をしていくということを推奨するというんでしょうか、そういったことを条文の中に書き込む、この法律の中に書き込むのか、別途の形にするのかは手法論ですが、そうしたことを盛り込んで、変化というものをやっぱり定期的に記録していくということを推奨していったらどうかというようなことを感じましたので、また御検討いただければなと思います。それが1点。

それともう一つ、地方の指定制度との関係の部分についても発言させていただいてよろしいですか。

【小島会長】 はい、どうぞ。

【都竹委員】 これは意見というか、ちょっと考え方だけなんですが、恐らく国の登録制度ができてきたときに、地方自治体で、今、自分のところで登録制度を持っていない自治体というのは、国の登録制度を優先して使うことになるだろうと思われま。その上で、例えば、国の登録制度と認めてもらえないものであったり、明らかにハマらないものというのを、地方独自の登録制度というものを設けてやっていくという流れに恐らくなるんだろうと思われま。例えば、現代アートのお話があるわけですが、現代アートの収

集をしているような自治体が仮にあったとして、そこが登録、自分のところで、国としては該当しなかったけれども、独自に制度化していくというようなことがあるんじゃないか。そうすると、これは実際の運用としては、地方の制度というのは一種のセーフティーネット的に使われていくこととなるのではないかというふうに予想されると思いますので、実際はそんな形の整理といいますか、運用になってくるのかなということを、1つの予測として申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。

では、まだまだ御意見等あると思いますが、予定した時間になりましたので、一度、2の(1)についての検討を区切らせていただきます。また最後の全体討議の中でも御意見をいただきたいと思います。

続いて、2の(2)、生活文化等の保存活用について御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、続きまして(2)、5ページの上のほうからです。生活文化等の保存・活用についてお話ししたいと思います。

こちらも同様に、必要性、そして総論、そして生活文化、現代アート作品と、少し生活文化と現代アート作品という形に小見出しをつけて分けてみたというのが、骨格としましては前回との違いの部分です。

総論としまして、保護法の制定当初は、保護制度の対象として想定されていなかったものの、現行の制度の中では十分な保護措置をとることが難しい文化財や、今後新たに文化財として評価し得るものについて、将来的な保存・活用に向けた取組を実施していくことが必要である。

生活文化です。茶道、華道、食文化等の生活文化については、多様な文化を表すものとして積極的に保存・活用や振興を図っていくことが求められている。例えば、茶道は、用いられる道具や茶室の中には、国宝や重要文化財に既に指定されているものがありますし、また、茶道の文化の発展に貢献したということで文化勲章を受ける方もいらっしゃるというお話をいただいております。茶道では、一定の学術的蓄積がある分野もあるという指摘をいただいております。生活文化は、例えば書道のように、長い歴史性を有するとか、時代ごとに書体の変遷や新たな分野が生まれるなど、先ほどの鍋島委員のお話にもありましたように、様式が変化してきているということから、変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も大事ではないかと。

加えて、食文化については、しつらえや器も含めて、料理を取り巻く様々な文化的要素が融合して、1つの文化的価値を創出している側面もあるので、こうした特色に留意しつつ、保存・活用を図ることが重要ではないか。

芸能についても、第2回会議のヒアリングでもお話がありました。落語をはじめ寄席で行われる演芸の保護が課題となっています。落語以外にも多様な芸があって、現在の人気を博する芸能の基になっているという指摘もありました。

一方で、文化財保護はこれまで、滅失・散逸のおそれの生じた文化や文物の緊急的な保護を、都度直接的な契機として、歴史上・芸術の価値が一定程度定まったと判断されたものを保護対象とし、その範囲を拡大してきた。こうした経緯を踏まえると、多様な分野があり、その中で保護すべき対象（わざ、用具）や範囲（担い手、流派）の裾野が広く、また芸能等のわざとも異なるため、その特性を踏まえた慎重な議論が必要だというようなお話もいただいております。こうした指摘を十分に踏まえながら、適切な保護の在り方を検討していく必要があるということです。

次に、現代アート作品です。6ページに移り、美術品等の中でも、制作されてからあまり時間が経過していない作品については、これまで文化財保護法に基づく保存・活用の対象とはされてこなかったけれども、近年国際的な評価が高まっている第二次世界大戦後の美術作品に関して、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出してしまうものもある。我が国の文化を守り、発信していくということからは、積極的に文化財として保存・活用を図ることが期待されているのではないか。

一方で、保護すべき範囲について関係者間で合意が必ずしも形成されておらず、また、海外に流出していくような比較的価値の定まったものばかりではないという話もありました。そういった作品まで広く保護の網をかけていくことには慎重な議論を要するという指摘もありました。これまでの考え方に立ちつつも、体系として整合のとれた施策を講じていく必要がある。

具体的な方策の、生活文化です。生活文化について、適切な保護措置を講じることが必要である。その際、技術や所作だけではなく、道具などとともに総合的に捉える視点も考慮すべき。食文化など全国的な広がりがあるものと、郷土食のように地域的な特性を有するものが混在する。ハレとかケという特別な場面の話もありました。こういったところに留意する必要がある。時代の変化とともに、新たな表現形式が生み出されるなど、変化しつつ発展してきたということなどもありました。

生活分野の分野ごとに、その歴史的変遷や社会的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、無形の文化財の緩やかな登録制度の活用など、保護法上の適切な保存・活用について検討・実施していくことが求められるのではないかと。

また、特色が大きく異なることから、一様に取り扱うのではなくて、それぞれの特色、両方が存在することを踏まえつつ、関係者間での合意形成等の整ったものから柔軟に文化財保護の体系に取り入れていくことが必要ではないかと。

次に、現代アート作品です。現在、登録制度のある有形文化財については、原則として制作後50年経過したものを登録の基準としています。s 現代アート作品を含む美術工芸品については、当該基準を満たす前に海外に流出、散逸したりするおそれもあると、先ほど児島委員からもお話がありました。例えば、学術的な調査研究が進み、系統的または網羅的に収集されたもの等については、より柔軟に対応することも含めて、幅広く保存・活用を図る観点から有効な方策を構築していくべきではないかと。その際、海外において高く評価されるものがあるため、調査に当たって国際的な評価を踏まえることも考えられる。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。2の(1)までの議論は、保護の方向を広げていくということでしたけれども、2の(2)については、文化財としての保護の対象を広げていくということを前提とした議論になっていきます。これについては、前回様々な御意見が出ております。生活文化と現代アートを分けるということでも、前回のこの場で確認をして、こういう形で取りまとめをしていただきました。方向性としてのある程度合意ができつつあるかと思うんですが、ただどう進めていくかということでは、様々な懸念や危惧等がまだまだたくさん残っている内容になっていると思います。

委員の皆様からの御意見をいただきたいと思います。島谷委員、お願いいたします。

【島谷代理】 この(2)のテーマは、生活文化等の保存活用についてというテーマになっておりますが、ずっと流して見ていると、ほぼ保存というところに観点を置いて、活用というのがあまり語られていないように思います。どう活用していくかというのが問題で、活用によって、以前岩崎委員から、どこを保護して、どこをどうしたらいいかが難しいというような指摘があったと思います。活用を考えていけば、その分野として1つのまとまりを見せるようになるんじゃないかなと思うんですね。保護をするだけではなくて、各種生活文化の中のグルーピングの人たちが、そこに焦点を当てていただけるということになれば、1つにまとまっていくということすらあると思います。

どの流派が、どの流派がということではなくて、そこに焦点が当たるということが、それぞれの文化を保存することにつながるし、さらに活用することにつながるというふうに思っております。

現代アートのところで少し出ましたけど、外国で評価されたものが日本で再評価をされるという、古いところと言うと浮世絵なんかですが、日本人はそういうところがありまして、ユネスコに有形にしる無形にしる文化にしる、登録されたりとか認定されたら、日本人は喜んでそこに行くというような気配があります。この企画調査会でやっているのはそれとは別個に日本ということなんですが、そういうことを踏まえて、ユネスコの審査も頑張ってもらって、ここでも頑張るといって、二本立てでみんなが注目しているんだということで、各分野の保存と活用を図るといって、進めていただくのがいいのではないかと思います。具体的にどうするかというのは、今後の検討になると思いますが、以上です。

【小島会長】 事務局のほうで、この件については何かお考えがありますか。

【鍋島課長】 島谷先生がおっしゃってくださったように、どちらかという保護と保存のほうを少し重点的に書いてしまっている面もあるかと思っておりますので、今いただいたような御意見を基に、もう少し工夫できるか考えてみたいと思います。

【小島会長】 滝委員、お願いします。

【滝代理】 ありがとうございます。6ページの24行目からのところに、「そのため、国においては、こうした生活文化の分野ごとに、その歴史の変遷や社会的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ」と書いてあるところについて意見を言わせていただきます。

郷土食は全国にたくさんあります。登録などに向けて、文化庁で調査官が全て調査し、資料を作成する従来のやり方だと時間がかかり過ぎるのではないのでしょうか。登録などに向けた調査、作業を加速化するため、担い手が自ら作成する記録や調査研究の成果を活用することもできるのではないかと思います。

【小島会長】 事務局、いかがでしょうか。

【鍋島課長】 貴重な御意見ありがとうございました。文化庁の長官調査という総合的な調査を来年度から予算を取ればやってみたいという思いもありますが、そういったときにも今のようなお話は活かしてやっていくことができるのではないかと思いますので、様々な懸案事項もちょっと整理しながら、今のような御意見を進められるようにしてみたいと思います。ありがとうございました。

【竹内委員】 では、それに関連してよろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いします。

【竹内委員】 今、郷土料理は全国にというふうにおっしゃられたんですけども、郷土料理を一括して郷土料理という枠組みで見ていくかどうかというのは、また私はそこは課題だと思っていて。ですから、日本中に無数にある郷土料理というものを調べ終わってから、その指定というようなことではなくて、郷土料理の中でいろいろなジャンルがあるわけなので、それをやっぱり民俗芸能なども様々に分類ができるわけなので、それをちょっと一括して郷土料理というふうに見る視点というのは、ちょっと生産的ではないのではないかなと考えます。

【小島会長】 そのことについて、何か具体的な御提案はありますか。竹内委員、さらに御発言お願いできますか。

【竹内委員】 それは多分、生活文化の中でもそれぞれのジャンルの専門家の部会があるかと思うんですが、その中で特に食文化は本当に芸術的な食文化もあれば、そういう郷土料理から、あと行事食から、非常に様々にあるかとも思うので、それを各専門部会のほうで見ていって、そしてどのように調査をかけていくかということを検討していくというのが生産的ではないかなと思います。以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

岩崎委員、御意見ございますか。

【岩崎委員】 はい、すみません、この企画調査会として、生活文化なども含めていくという方向については了解をしているんですけども、その場合に、先ほど島谷先生から御指摘のあったことはメリットかもしれませんが、その反面で、デメリットも私はあるんじゃないかと考えているんですね。それはどういうことかと言うと、登録文化財にすることによって、1つにまとまっていくのではないかというようなお話がありましたけれども、例えば、華道なんかを考えた場合には、京都では未生流は近代に入ってすごく元気で、今とても活躍しているんですね。他にも、池坊とかそういう伝統的な家元制度から離れたところで、動いていこうとしている方々がいらっしゃる。つまり、1つにまとめていこうという動きが自由な文化活動というものを阻害していく面も同時に持っているわけなので、文化財として本当に登録するのがいいことなのかどうかという、その両面をやっぱり十分に考えていく必要があるんじゃないかということは思います。

それから、現代アート作品の流出の問題に関わって、浮世絵のお話が出ました。これま

でも日本の文化財が流出しているということはあるんですけども、私が勉強した限りでは、現代アートというのは20世紀にヨーロッパで始まった新しい分野で、ですから、日本在来の芸術が流出していると考えるのは、枠組みが違うんじゃないかなというふうな印象は持っています。ですので、生活文化と現代アートというのを分けるということについては大賛成というか、それはしたほうがいいだろうということです。

7ページのところに、現代アートについて、最近海外において高く評価されるものがあると、国際的な評価を踏まえることが考えられるというふうにあるんですけども、これは文化財保護法の理念からして大丈夫なんでしょうか。文化財保護法を見ても、我が国の歴史上、あるいは芸術上ですか、価値があるものという規定があったかと思うんですけども、より普遍的な、ユニバーサルな、コスモポリタンな動きをされている現代アートを、日本の文化財保護法の中の枠組みにはめていくことは適切なのか。しかもそのときに国際的な評価ということを経済基準の中に1つ入れていくということは妥当なのか、その点は少し気になるかと思えます。以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【鍋島課長】 岩崎先生のお話の前半のところは、確かにそういった観点もあるかもしれませんが、少し各分野の方々がどのように考えられるか、思われるかということも含めて、これは総合的な文化庁長官調査等の調査が必要な部分なのかもしれないと思っております。

それから、国際的な評価のところですが、文化財保護法の規定としては確におっしゃるとおりですが、様々な近世以降の最近の作品につきまして、ほかの分野でも国際的な状況も検討の1つとして考えていくということも、ジャンルによってはあろうかと思っておりますので、もう少し確認はしてみたいと思いますが、そのように思っているところです。

【小島会長】 ありがとうございます。もうこの調査も第4回目で、とにかくいろいろ懸念されること、危惧されること、この場で極力議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

現代アートのことについて、児島委員、いかがでしょうか。

【児島委員】 今いただいた御意見のように、確かに枠にはめるのはどうかというものがあると思うんですけども、この中で、まず6ページの5行目のところにありますのが、「我が国の多様な文化を守り、発信していく観点からは」というふうにあります。し確かにこの文脈ですと、海外流出することのみがクローズアップされてしまうような懸念がありま

して、海外流出というか国内に優れた作品が残らない、というのも問題の1つではあるんですけども、それとともに、今後も我が国から優れたアーティストが生まれてくる環境をきちんと担保していくという、そういう観点が重要ではないかと思います。

今回新たな保存・活用の措置を講ずることで、これからも優れたアーティストが日本で活動して、才能が生まれてくる環境を維持・発展していくと、こういう観点がむしろ重要なのではないかと。こういった点をここに書き加えていただけるとよろしいかと思います。

それから、続きまして、7ページのほうの現代アートに関するところですけども、先ほどの国際的な評価を踏まえることが考えられるという、6行目ですね。これが登録の基準に関するところですけども、これも1つ、今現代においては、やはり国際的な評価というのも、どうしても無視することはできないと思っています。この国際的な評価を踏まえるということの前提に、全国の美術館をはじめとした美術振興に関わる機関、こういった専門家の機関の知見を活用していくということが大前提になるのかなと思っています。

地方公共団体の意見を聞いてというところが、従来の登録制度ですと重要視されてきたようですけども、それだけではなく、こういった全国の専門家の知見を活用していくという、こういったことも盛り込んでいただければと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。7ページの国際的な評価を踏まえることの前提は、調査に当たってはということが書かれておりますので、この辺は読み取っていただければ、少しまた整理ができる議論ではないかなと思います。

竹内委員が中座されるようなんですが、最後に全体討議をやりますけれども。

【竹内委員】 まだ大丈夫です。20分に授業があるので、そのときに中座させていただきます。15時20分に。

【小島会長】 分かりました。

では、予定の時間がまいりましたので、様々な御意見、まだ最後に出していただけたと思いますので、進行を進めてまいります。2の(3)の地方公共団体における登録制度について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、失礼いたします。そうしましたら、資料2の7ページ、上のほうからです。

(3) 地方公共団体における登録制度について。まず必要性です。保存・活用の方策としては、文化財保護法に根拠規定のある指定制度と、自治体が独自に条例等で定める登録制度等がある。現在、多くの自治体で指定制度が運用されており、約11万件以上の文化財が

地方指定となっています。

条例等による登録制度を設けている自治体が85、約5,000件の登録だと。近年増加しているとも言えます。最も身近な行政主体である市町村において、消滅・散逸の危機にある文化財の掘り起こし、文化財の総合的な把握、地域一帯で計画的に保存・活用に取り組んでいく観点から、平成30年に文化財保護法の改正をして、先ほどありました市町村等の地域計画に係る制度を創設しております。ちょっとこれは誤字がありました。現在、16市町村で地域計画が策定されている。これによって、各地域において、これまで十分に保存・活用されていなかった地域の文化財を改めて見直し、取組を進めていくことが期待されている。

また、それぞれの特性を生かして地方創生を推進することが求められていて、文化財の掘り起こし、保存・活用を図る取組は、核となる施策でもあるという御意見もいただいています。

これらの策定の過程で新たに把握される未指定の文化財についても、積極的に保存・活用が進められるようにすることが必要です。

具体的な方策として、特段の法律上の規制等は伴わないものの、文化財保護法上の制度として、地方公共団体の登録制度を位置づけて、地方の創意により活用することができるようにすることが適当ではないか。

現在、条例等で設けているところは85。制度を法令上位置づけることによって、一層多くの地方公共団体で取組が進むことが期待される。

地方独自の指定制度・登録制度においては、有形の文化財から無形の民俗文化財まで多様な種類の指定・登録がなされていて、特に無形の民俗文化財については、柔軟な支援を行う観点から、登録制度の活用が有効だという御指摘もいただきました。

検討すべき論点としまして、国の登録制度との関係。先ほど国のところでもあったのですが、歴史・文化基本構想や地域計画、歴史的風致維持向上計画等も踏まえながら、未指定の建造物を登録するなど、地域の実情やニーズに応じた制度の運用が行われていて、関係については、まず、所有者等に対する二重規制を防止する観点から、両方から登録されることは原則として望ましくないことを確認した上で、制度設計を図るべき。主体的な取組が尊重されるようなことが適当であり、今回創設を提言している登録の無形文化財制度も含め、国の登録制度の運用に当たっても、自治体への事前の意見聴取の仕組みも活用しつつ、こうした観点到配慮した保護体系を構築する必要があるのではないかと。

地方登録を促進するための取組。自治体の登録制度だけではなくて、様々な支援策を含めた総合的な検討が必要ではないか。特に無形の民俗文化財は、地域の人たちの生活に紐づいた文化財でもあって、人と地域社会をどのように保護していくのかという視点が必要だという御指摘をいただいています。

既にやっている兵庫県等の取組を広く共有することも必要ですし、希望する多くの地方公共団体が取り組みやすくする工夫が求められる。

地域計画に関する制度として、計画の策定過程で総合的に調査・把握をする。適切と思われる文化財については、国の登録について提案ができるのが地方計画の制度として既にあります。将来的には国による登録にふさわしいものもあることも考えられますので、自治体の積極的な調査・把握の取組を促すとともに、国の登録制度の充実を図る観点から、自治体が登録した文化財のうち、国により登録されることが適切だということがある場合には、国に対して同様に登録の提案ができるようにすることが適当ではないか。

地方公共団体の体制充実。地域での保存・活用を進めていくに当たって、文化財の専門人材の不足が課題になることを1回目から、市長含め随分御指摘をいただいています。登録制度の趣旨を踏まえて、積極的な文化財保護の取組が行われるためには、専門人材の確保など体制の充実が重要ではないか。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。地方公共団体における登録制度については、甲斐委員、都竹委員から、第1回目から積極的な御発言をいただいております。甲斐委員、都竹委員、今の御説明について御意見等ございましたらお願いいたします。

【甲斐委員】 では、甲斐から申し上げてよろしいでしょうか。

【小島会長】 よろしく申し上げます。

【甲斐委員】 非常にいろいろな意見をうまく取りまとめていると考えております。実際には制度をつくりまして運用していくときの運用の仕方というのが非常に難しいところではあると思うんですね。地方公共団体で登録制度をつかって、地域に密着した保護の推進を提言をされる一方で、国の登録の制度もつくられるわけですから、先ほど都竹委員がおっしゃっていたように、地方でそういう登録の制度をつくる必要性がないと思われたところについては、国登録のほうへずっと流れていくと思うんですね。

ですから、どちらもが両立するような制度を考えるということであれば、地方は地方で、地方にとって適切な制度、物を登録していく。国の登録文化財というのは、国として守っ

ていくべきもの、あるいは地方で守りにくいものというのをうまく分けるような形を、これから文化財分科会のほうでも議論をお願いしたいと思っていますところ。以上です。

【小島会長】 都竹委員、いかがでしょうか。

【都竹委員】 ここは本当に大変よくまとめていただいて、感謝を申し上げたいと思います。

今、甲斐委員からもお話があったんですが、すみ分けという議論になっていくんですが、先ほど少し申し上げましたけれども、やはり国の登録制度を優先して使うことに、実際なってくると思うんですね。その際に、やはり国としての基準を決めていただいて、それに該当しないものが必ず出てまいります。そこを言わばセーフティーネットのように、地方がすくい上げていくと、そんな形の中で運用されていくことに恐らくなると思いますし、それが望ましいというふうに思っております。

なので、まずは国としての基準をまとめていただく。国全体でも模していくのが望ましいと思われるような基準といいますか、そうしたものを立てていただいて、次が地方が残りを拾い上げるような形で出てくる。いずれまたその中で、文化財として時間がたってくる、育ってくるという中で、国の登録のほうへ昇格していくといいますか、そうしたことになるのではないかなと思いますので、その際は地方のほうは外れてくるというような運用になるのかなと考えております。

それから、専門人材の不足のところを書き込んでいただいて大変ありがたいと思っております。ぜひこちらについては、今回の議論ということもありますけれども、ぜひ文化庁で、様々な地方の支援制度について、これは地方交付税という中が一番最もいいんだろうと思っておりますけれども、その中に盛り込んでいただければ大変ありがたいと思っておりますので、またこれは別途の政策として御検討賜ればと思います。以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。お二人に御意見述べていただいたんですけれども、この文面の中で、8ページの一番下の行なんですけれども、地方登録を促進するための取組として、1つの狙いとして、「地方公共団体における積極的な調査・把握の取組を促すとともに」ということが書かれています。その次のページの地方公共団体の体制充実ということで、専門職員、文化財保護行政に関わる方々の充実ということが書かれているんですが、私のように地域社会ですとか地域を調査対象、研究対象にしている立場からすると、広域合併が進んだ今の地域の状況では、果たしてこういったことが地域で対応できるかどうかという心配、危惧もあります。甲斐委員、都竹委員、その辺で直接現場で携わっ

ている方々の感覚としていかがでしょうか。

【都竹委員】 やはりどこも非常に職員の削減ということを大きなテーマに持っておりますので、学芸員を増やしていくということは本当に大変だというのが正直なところだと思います。私自身は、飛騨市においては、自分の大事な施策にしているということもあって、学芸員を着実に増やしてまいりましたけれども、それでも今、4人なんです、これ以上増やしていけるかという、かなり難しいだろうなと思っているところでございまして、そうしたところ、やはり地方交付税なりでしっかり見ていただくという、国全体でそうした学芸員の人材を確保していくということをやっけないと、なかなかこの自治体も人員削減がメインの中で、裏打ちとなる体制が組めないのではないかと思いますので、それは今回の中でもしっかり明記していただくとともに、具体的な措置をぜひお願いしたいと思うところでございます。

【小島会長】 ありがとうございます。甲斐委員、いかがでしょうか。

【甲斐委員】 よろしいでしょうか。全国の状況、兵庫もあまり変わらないと思うんですけども、市町村におけます専門職員の世代交代というのはやっぱり進んでおりまして、主に埋蔵文化財を担当している者が職員として採用されることが多いんですけども、新しく民俗だとか無形の分野に手を出して、積極的にやったいこうということはなかなか現実的には難しいところだと思っています。

そこについては努力をいただく一方で、行政の中の人材だけで、この保護制度を全て回していくということはなかなか難しいことだと思っておりますので、この間の法改正にもありましたとおり、地域社会総がかりでというような言葉がありましたが、兵庫県におきましては、行政の役割を助けていただけるような、ヘリテージマネージャーというような、建造物でまずは始めたんですけども、民間の方々に専門知識を持っていただいて、いろいろ助けていただくというようなことも考えて運用しております。

今回考えております無形民俗文化財の県の登録制度につきましても、そういうような人材を育成しながら、何とか助けていただける人たちを増やせないかなということを思っております。以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

島谷委員、お願いいたします。

【島谷代理】 ちょっとこの調査会の話とは別なんです、飛騨市長さんからのお話がありましたので、ちょっと博物館の実情についてお話をさせていただこうかと思うんです

が、先般、全国博物館大会がありまして、そこで全国の博物館の状況の説明がありました。大きいところも当然あるんですけども、通常の国公立・私立を含めると、平均的なのが館長1人、学芸員1人、事務職1人、これが一番標準的な状態だそうです。必ずしもその人がずっといるわけではないということのようなので、これが難しいということは自明のとおりなんです。が文化庁もそのまま手をこまねているわけではございませんで、文化審議会の中に博物館部会が昨年秋に立ち上がりまして、それによってどういう支援策ができるか、どういう好例ができるかということを並行しながらやっております。この部会だけということではなくて、もっと違う形で並行して御支援できるような体制を、文科省・文化庁さんが考えてくださっているのではないかと考えております。それが1つです。

それで人材不足というので、文化財を保護する立場の人材不足もそのとおりなんです、現状のところを書いてありますように、それを担う人たちが不足しているということ、それが消滅の危機であるということにもつながるわけなんです、文化財をつくり上げていく前の材料をつくる人たちが業務をしなくなってきたという現状があります。

たまたま私が勤めている九州国立博物館のある科研の報告会がありまして、そこで発表された、これは二、三日前のことなんですけれども、書とか絵画を表具するとき、総裏といって一番最後につける紙、宇陀紙というのを使うんですが、宇陀紙の材料としてノリウツギがあります。これは紙を作り上げる材料なんです。その材料を取っている人が日本で1人しかいない。だから、恐らく大量にその紙、宇陀紙は業者にあると思うんですが、それを使い切ってしまったら、総裏が打てなくなるという現況に陥っております、既に。これは天然木で、大きくなるまでに50年かかります。どこにでもあるものではないので、そういったものも無形・有形を考えていく場合に並行して考えていかなきゃいけないということを、この科研の報告会を聞きながら痛切に思いました。

砥石の材料を取っている人も少なくなっているとか、日本産の漆がなかなかないとか、いろいろな材料の問題点がありますので、そういったことも、この部会での直接の案件ではありませんが、並行して考えていかなきゃいけないということを思ったので、一言発言させていただきました。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。ちょっと私のほうで進めてしまいましたけれども、事務局のこの一連のことについて、補足説明していただけることがありますか。

【鍋島課長】 都竹市長、ないしは甲斐課長がおっしゃっていた、自治体の方々に対する支援策についても並行して考えたいと思っておりますので、何らか記述できるようなこ

とがあれば、そこもまた御相談したいと思います。

【岩崎委員】 岩崎です。ちょっとだけ。

【小島会長】 お願いします。

【岩崎委員】 今、自治体の方から出た話で、9ページの6行目のところ、文化財の専門人材とあるんですが、ここに各分野の専門人材、「各分野」というのを付け加えていただけないかなというのが提案です。9ページの6行目の最後のほうですね。美術工芸に関しても——地方公共団体における文化財の専門人材というのがありますね——美術工芸品に触れる人も減ってきているんですね。それで、自治体の人員はどうしても埋文中心の配置になっていて、なかなかバランスの取れた文化財の保護行政、文化財行政というのが進めにくいというのは目の当たりにしています。外からは、埋文の人がいれば文化財の人が1人いるじゃないかと見えてしまうんですけども、仮にお祭りの振興とか、そういう話になれば民俗が分かる方がいらしたほうがよほど効率的なわけで、そういうことを伝える意味でも、各分野のというのをに入れていただけるといいんじゃないかなと思います。

もう一つ、これはここに直接は関らないかもしれませんが、地方の大学ですね、国立、公立、私立、いろんな大学があって、そこでは学んでいる学生さんたちもいますので、大学との連携みたいなことも考えていくと、文化の掘り起こしとか、文化財の掘り起こし、あるいは振興ということにも有効なのではないかと、先ほどの甲斐委員からの御意見を聞きましてちょっと思いましたものですから、付け加えさせていただきます。

【小島会長】 ありがとうございます。

【甲斐委員】 甲斐ですけれども、少し付け加えてもよろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いします。

【甲斐委員】 つい先般なんですけれども、県内に所在します大学と連絡協定を結びました。大きくは歴史文化遺産の保存ということで協力関係を結びましょうということなんです。当面の目標というのは、無形民俗文化財の保護ということなんです。大学のほうで持っておられます大きなノウハウだとか、調査をする能力だとか、そういうものを生かしてやっていこうということで、そういう取組も進めておりますので、参考までに申し上げます。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。では、予定の時間が参りましたので、3の今後に向けての検討に入りたいと思います。

事務局、御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 失礼いたします。3. 今後に向けての部分は、冒頭に小島会長からもお話ししていただきましたように、前回、これまでの議論の整理（案）ではまだなかった部分になりますので、新しい部分です。ここに書いてあること、全く今までの2のところまでに出てこないことはありませんが、改めて、委員会の皆様のほうから私たち、文化庁でありましたり、自治体の皆様への応援というかメッセージというか、そういったものをいただけるとありがたいと思ひまして、こんな形にしております。

3. 今後に向けて。指定文化財の確実な保護。今回は、登録制度について御議論をいただいておりますが、指定制度を保管する幅広い保護措置との趣旨に沿った運用とすることは当然であるが、保護の求められる重要文化財や重要無形文化財といった指定の支援措置がそろそろかになってはならないと。国においては、確実な保護も念頭に置きつつ、登録制度の積極的な運用を行っていくよう求めたい。

次に、地域の取組への期待です。地方創生の推進等の観点を含めて様々な取組が進展しつつあるが、まずはそれぞれの地域における未指定の文化財を含めた調査・把握が不可欠であって、特に市町村における地域計画の策定の取組が進むことを期待したいと。

その過程で把握された文化財について、地方指定、そして今回検討する地方登録の枠組みをうまく組み合わせながら、適切に文化財として位置づけるなど、積極的な保存・活用の取組が進むことを期待したい。

生活文化等に関する調査。本日も様々な御意見をいただいておりますが、各地域においてポストコロナを見据えた取組の実施が急がれる。国においては、自治体や保持者等によるポストコロナにおける文化財の保存・活用を積極的に支援するとともに、生活文化等の保存・活用に向けた調査を速やかに実施することを求めたい。

地域における体制の充実。地域における文化財の保存・活用に係る体制の充実が不可欠であると。国においては、各自治体との連携を図るとともに、文化財保存活用団体等の活用についても積極的な周知を図ること等により、人材確保や資質向上に向けた取組を充実させることを期待したい。資質向上の中には、研修等で自治体の方々と様々なネットワークを作っていくことも考えられると思ひますし、3行目にあります文化財保存活用支援団体、ここも脚注を入れさせてはいますが、先ほど、ヘリテージマネジャーの話もあつたんですが、下のほうです。市町村が当該域内の文化財保存・活用に関する各種施策の推進主体として、保存会やNPO等の民間団体を指定することができるような制度でもあります。所有

者だけでは、維持管理が困難な場合に連携を図っていただいて、継承に取り組んでいくことを目的として、平成30年の文化財保護法改正時に創設された新しいものですが、行政だけではなくネットワークを組んでいくという趣旨のものであります。

様々な御意見をいただければと思います。以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。本当に限られた時間で申し訳ないんですが、今後に向けた期待もありますし、課題も含めてなんですけど、4つの項目に分けて整理をさせていただいております。それぞれの項目について、このことについてということで、各委員から御意見をいただければと思います。

事務局が記録をまとめる意味でも、この4つの項目についてのどの内容についてかということをもっと最初に示していただいて御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。

齊藤委員、いかがですか。

【齊藤委員】 意見というよりも、事務局、非常にうまくまとめてくださったと思います。時間、限られておりますが、一番最初に、指定文化財、既に指定されている文化財を確実に保護しようと改めて言うてくださったことはとても心強く思っています。予算が増えなければ、新しく登録したものとか、新たに指定を望まれている方々と既存の文化財と予算の取り合いになるような形は本当に望ましくないと思うんですね。国の予算状況もありますけれども、まずは予算と体制というのはとても大事なものだと思うので、第一に文化財の確実な保護とまとめてくださったことは、私はとても頼もしく思いました。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。

【都竹委員】 都竹ですが、よろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いいたします。

【都竹委員】 地域における体制の充実のところについて、一言述べさせていただいたんですが、先ほど、保存と同時に活用というお話がございましたけれども、活用について、これ、今、地域の中でだけ考えずに、全国、いろんな方と連携しながらやっていくことができるようになってきていると思っています。

飛騨市では、今、石棒の取組をいろいろやっているんですが、縄文時代の祈りの道具と言われている。全国のファンの人たちと石棒クラブというのをつくって、その方々が飛騨市の本当の山の中ですけれども、そこに来て3Dの撮影をしてくださったり、それを3D化

したものをつくったり。そして、そうやって石棒を面白く楽しく活用していこうという動きが現実に進んでいます。

そうすると、こうした保存活動というのが地域の中で完結せずに、全国と連携をして、関係人口と言われる方々と一緒にやってくることが現実に行える自体に既になっていると思いますので、そうした全国の志ある方々と連携してやっていくというような視点をこの中に盛り込んでいただけると、特に既に取り組んでいますから、時宜を得たものになるのではないかなというふうに思いますので、御検討よろしく申し上げます。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

あわせて、地域の取組への期待という点ではいかがでしょうか。都竹委員、いかがでしょうか。

【都竹委員】 すみません。本当にこういう制度が設けられることによって、間違いなく地域の取組というのは進んでくだろうというふうに思いますし、やっぱり制度ができるということは、検討しようという気持ちになってくると思いますので、ここの記述については、こんな感じでよろしいんじゃないかと思っております。

【小島会長】 ありがとうございます。

甲斐委員、いかがでしょうか。2つの項目が上がっておりますけれども。

【甲斐委員】 書かれている内容と、今おっしゃっていただいたようなことで、付け加えることはございません。

その下の生活文化等に関する調査のこともよろしいでしょうか。

【小島会長】 はい、お願いします。

【甲斐委員】 コロナの影響で今年は危機的な状況にあるというようなことが「文化財を取り巻く現状と課題」のところの危機的な状況の最初に書かれているんですけども、一時的なものと捉えて、本質的にはこれまで従前から言われているような、継承の担い手の不在というのか、そこを先に書いていくようなことのほうがよろしくないかなと思いますので、お伝えしたいと思います。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。指定文化財の確実な保護について、地域の取組への期待、生活文化等に関する調査、地域における体制の充実、これらについて御意見が出てまいりました。生活文化等に関する調査というのが、最近の作業としてもいろんな

課題を抱えている問題だと思えます。文化庁のほうでも具体的な方法を御検討されていると思えますけれども、生活文化等に関する調査について、各委員の先生方から御意見等いただければ、また、文化庁のほうでもさらに検討していただけたらと思えますので、御意見いただければと思えます。

生活文化等に関する調査についていかがでしょうか。

鍋島委員、いかがですか。

【鍋島委員】 生活文化というのが、今回、書道とか食文化なんですけれども、生活文化というものは無形文化財の部分でもあるということを確認しておきたいと思えます。例えば書道なら書道をやる行為、具体的には、前にもお話ししましたが、書き初めとか、具体性をもって、それが無形文化財であるということ、生活文化と無形文化財は非常に緊密な関係にあるということをごどこかできちんと捉えておきたいなと思っております。

【小島会長】 島谷代理、お願いいたします。

【島谷代理】 全般的な意見になるんですけれども、生活文化も含めた上での全てのアートに対してなんですが、これは、これを享受する国民の生活を豊かにするもの、心、物質も含めて豊かにするものと捉えております。その観点から先ほども発言しましたが、どう活用するかということとセットでないといけないと思うんですよね。そういうことを踏まえて、どうあるべきか、活用計画とともに保存を考え、これが長官調査なり、登録という形の中に生きてくれば、その分野の方のポテンシャルが物すごく上がるということになると思えます。そのポテンシャルが上がることによって、国民が享受する部分も増えてくると思うんです。対象を、どういうふうな選び方をするか、どういうふうにしていくかというのは難しい面はあると思うんですが、その辺は業界とっていいのかわかりませんが、その分野の方々とよく調整をしながら、長官調査なり、登録に結びつけていくという前向きな形でぜひ考えていただきたいと思います。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

【岩崎委員】 岩崎です。よろしいでしょうか。

【小島会長】 はい。お願いいたします。

【岩崎委員】 先ほど、現代アートについて先生から教えていただきまして、お話を伺っていて気になったんですけれども、この企画調査会で対象にしている現代アート作品というのは、20世紀になって始まった分野というか、そういうものとして考えるんでしょう

か。それとも、様々な美術分野がありますね。彫刻、絵画、油絵、それからデザイン、いろんなものがあって、たくさんの方がそういうものの作品を作っていると思うんですけども、現代アートといった場合にそういうものが入ってくるのかどうかということを確認しておくべきだったと思ったんです。

もし、20世紀に始まった、デュシャンでしたっけ、そういう人たちから始まったような現代アートというものを対象にするのであれば、ほかはなぜ外すのかということについて議論が必要になってくるんじゃないかと思いましたので、そこはいかがなんでしょうか。この企画調査会で対象にしている現代アートの範囲は何なのかということです。

【小島会長】 これは事務局のほうから御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 貴重な御意見、ありがとうございます。先生おっしゃるように、現代アートという言葉自体も、様々な定義というか、考え方がいろいろあるかと思います。今回は資料5ページの終わりから現代アート作品の必要性が始まってきます。6ページの3行目ぐらいに出てくるのですが、こうした現代アートと称される、近年国際的な評価が高まっている第2次世界大戦後の美術作品に関してというふうに、少し限定をかけて、考えてみたいと思っております。年代としては、まず、そういったところがありまして、また、個別の作品なのかとか、また、コレクション全体になるのかとか、そういったこともまた今後議論をさらに深めたいとも思いますので、現状ではそのような形で考えております。

【岩崎委員】 分かりました。今の話で、時代で区切っているということで、分野の別というのは基本的には考えていないという、そういう整理ということで理解しました。

例えば、今のような形で、今後、生活文化ということを考えていく場合には、何を対象にするのかということがとても重要な問題になってくると思うんですね。どこまでを範囲とするのか。何が生活文化なんだろうということを周辺の人と話をしていましたら、例えば漫画はどうなるのかとか、黒澤明はどうなるんだとか、そういう話が、普通に話していただくと出てきます。江戸時代からの流れということを考えてときには、華道、茶道というものが出てきますけれども、例えば剣術とか弓術とか柔術というものも文化と言えば文化になっていく。いわゆる生活文化といった場合に、どこまで何をどういう基準でもって範囲とするのかということは、国がこれを規定するわけですので、極めて慎重な議論が必要になってくるんじゃないか。外されたところからすれば、何でうちは生活文化に入らないのかという話になってくると思いますので、今後、ぜひ、そのことについて御検討いただきたいというふうに思います。

【小島会長】 ありがとうございます。この件については、次の段階で検討していくということになっていくと思います。

大体予定した時間になってきたんですが、ほかに御意見ございますか。

児島委員、お願いします。

【児島委員】 今、岩崎委員からの御指摘で、現代アート以外のものを排除するのかわという御発言もありましたけれども、それは、そういうことではないというふうに認識しております、7ページ目の一番上に、現代アート作品を含む美術工芸品についてはという表現になっているので、現代アートがなぜ入っているかという、そもそも製作後50年を経ないと文化財とされないという、そのところを見直すべきではないかというところから出発していると思っておりますので、現代アート以外は登録に値しないということにはならないと考えております。

【小島会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。竹内さん、御意見ありますか。

【竹内委員】 ちょっと文脈が違ってしまいうんですけれども、範囲ということでは、食文化というのはほかの生活文化、茶道とか書道なんかとちょっとまた違って、書道とか茶道とかというのはそれぞれにある程度の枠組み、共有されるかなりきちんとしたとか、歴史的経緯のある枠組みというのがあるかと思うんですけれども、食文化というのはそうではなくて、様々なジャンルが食文化というところに含まれるかと思っておりますので、そのところを御理解いただきたいなと思います。

そうした上で、先ほどの今後に向けてどのようにして調査をかけていくかということなんですけれども、現在、例えば生活改善グループなどで様々な郷土料理の本であったりとか既にいろいろな活動が行われている、活発に活動して、それで成果を出しているような、そういうジャンルも中にはありますので、そういうところも活用しながら、全国一律に調査していくのではなくて、そういうところをうまく活用しながら将来に向けていくというのがいいのではないかなと私は思っております。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

それでは、予定の時間を超過してしまっているものですから、最後のまとめといいますか、全体討議のほうに移りたいと思うんですけれども、文化財を取り巻く現状と課題というところから始めて、多様な文化財を保存・活用していくための方策、これについては1、

2、3と分けて検討してまいりました。最後に、今回新たに設けた項目ですが、今後に向けてということで御意見をいただきました。事務局のほうで、この流れの中で追加の説明等、何かしていただくことはありますか。もう全体討議でよろしいですか。

【鍋島課長】 大丈夫です。

【小島会長】 4回目の企画調査会が終わって、パブリックコメントをいただくような段階に移ってまいります。この委員会の中で危惧されていること、懸念されていることということも全員で共有して、次の作業に移ってまいりたいと思いますので、全体を通して御質問や御意見等をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

いつも振って申し訳ないですけど、齊藤委員、いかがですか。

【齊藤委員】 発言の機会を与えていただいてありがとうございます。

全体構成で基本的に書いてくださっていることはとてもうまくまとめてくださっていると思います。その上でなんですけれども、例えば、私、どなたかから御発言が、これはヒアリングだからしょうがないのかな、文章的な表現で気になっているところがあります。

順不同で申し上げますと、例えば5ページの生活文化のところ、16行目、「茶道に関しては、一定の学術的蓄積がある」と書かれています。これは事実だと思うんですが、じゃあ、ここに挙げられている華道、書道、食文化に関して、学術的蓄積がないのかというふうなことではないんですよね、多分。だから、ヒアリングのときには茶道の方のお話だったから学術的蓄積もありますよというお話だったと思うんだけど、これだけが指摘されたわけではないなという気がしています。それぞれ例えば書道のお話を伺っていても、日本にいわゆるいつから書があるか分からないけれども、木簡から見ても、楷書体で非常にきちんと書かれた、それと数多くの中国で失われた金石文の拓本も日本に伝わっていたり、様々な歴史、それはもう学術的に書道の流れも分かっているのかなと思いました。華道もそうでしょうし、食文化についても、お茶席における茶懐石とかの在り方とか、食文化がどのように発展して今に至っているかということは、相応の研究実績があるんじゃないかなと思ったので、ここでこれだけあると指摘されているというのは、例えば書きようですけども、そういうところも踏まえて、ほかの分野でも一定の学術的蓄積があると私は感じました。

あと、ここの部分でついでに言えば、生活文化でくくってくださっているんですけど、24行目から「芸能に関しては」と入ってくるんですけど、どっちがいいか分からないんですけど、この芸能も生活分野では。ヒアリングのときは一緒に伺わせていただきましたけ

れども、本当は、無形文化財の中でまだ目が行き届いていない部分があるという御指摘を代表として伺ったと思っています。今、登録制度で拡充を図ろうとしているわけですが、生活文化って結構歴史的な流れをきちんと踏まえて今に至っているものと思います。それで文化財的位置づけがしにくいというのは、今までやってこなかったのは、多分、位置づけがしにくかった。例えば、既に指定されている重要無形文化財の団体的な認定をしたものに関しては、一部指定要件というものが明示されています。これは、これを推奨しましょうということではなくて、例えば歌舞伎だと、伝統的な演技、演出様式によることとか、女形によることとか書かれているんですけど、歌舞伎はこうでなければいけないと、いっているわけではなくて、好きに歌舞伎はやらせてもらっていいけれど、そのうち、国が特に指定をして保護を図ろうとしているのは、この条件に合っている場合に保護を図りたいんだという一種の宣言だと思うんです。そういう位置づけが、例えば書道において、どういう条件が整っていれば無形文化財になり得るのか、あるいは無形民俗文化財についてはそういうのはないですね、小島先生。特に保護団体が決まっていればいいんだから。だから、無形民俗のほうの登録で、地域の書に関わる活動を押さえようとした場合は、そんなに厳密な指定要件みたいなものはないのかもしれない。

いずれにしろ、そういうことが決めにくかったから今まで文化財の中に入りにくかったものと、もう一つお話を伺っていて、現代アートは有形のほうでまとまりそうですけれども、今、要するに、50年という言葉が正しいかどうかはともかく、明治以降展開した新たな文化活動に対するものというのは、言わば伝統的な生活文化とは異なる意味で文化財としての位置づけが今まであまり意識されてこなかったから入ってこなかったんだと。今回含めようかなと最初から検討を始めたときには、大きくその2つの視点が指摘されていたような気がするんです。

どのようにまとめればいいのか分からないんですが、1つは、これがこのまま外に出た場合、今みたいに生活文化に寄席芸が入っているけどいいのかという素朴な質問があったときにどう答えるか。かといって、これを別出しするとなかなか難しいなと思いました。

あと、文章表現的なので、私ばかり時間取るのは、後で事務局に御相談してもいいんですけど。4ページのところに、11行目から、「無形の文化財に国の登録制度を創設するに当たっては、有形文化財の取扱いと同様にすることが適当」と書いているそのすぐ下に、「かつ、保持者又は保持団体の同意がある場合は、登録を維持する」、つまり、文章的には同様が適当だと考えつつ、でも、無形の場合はこういう例外があってもいいんじゃないか

という書き方になっているから、この辺はちょっと文章上の工夫が要るかなと思いました。

あと幾つかあったんだけど、私ばかり発言してもなんですから、後で今日中ぐらいならばメールで事務局に、さらに気がついたことをお知らせして、会長がまとめてくださる時の参考にしていただくということは可能なんでしょうか。

【小島会長】 事務局、お願いします。

【鍋島課長】 もちろん大丈夫です。ありがとうございます、いろいろ御提案いただきまして。

後ほどお話ししようかと思ったんですが、第5回目の次の会議に向けて、様々本日いただいた御意見だったり、追加でお気づきになった点はぜひ送っていただければと思います。ただ、パブリックコメントをかけていく際に当たっては、来週の月曜日から、後ほど御提案あるかもしれませんが、やってみたいと思ったりもしていますので、その整理は少し急ぎますが、ただ、それはあくまでパブリックコメントをかけていくような内容になりますので、最終的には次回会議までに先生方の御意見を反映していくことが大事かなと思っています。

【小島会長】 島谷代理、お願いします。

【島谷代理】 齊藤委員の発言で振出しに戻ったような本質的な指摘がございましたけれども、確かに、茶道にだけ詳しく書いて、ほかの分野は学術的裏づけがないのかといいますと、それは違います。書道においても、非常に綿密な裏づけがあるし、それぞれの時代で重文、国宝、そういう指定がなされてきております。それとは別に現代行われている書道について無形的な登録があり得るのかどうかというのがここでは考えられているというふうに私は認識しておりますので、将来的に、無形的な書道の分解の中から有形の国宝重要文化財が50年、100年先出てくるということは十分にあり得ると思っております。実際、ユネスコに登録しようとしているのも、書き初めを中心とするような生活習慣という形で登録しようとしておりますので、それを考えて、ここでの生活文化の茶道、華道、書道を無形でどう考えていくかというのがここでの課題であったのではないかと思っております。だから、確かに茶道だけこういうふうに丁寧に書いたら、ほかの分野はないようにも見えますので、ここをさらっと書いて通り過ぎるか、もう少し加えていくかというところが検討材料になるんじゃないかと思えます。

鍋島委員が前に発言したように、書道は時代とともに揺れていく、変化していくというようなどころはありますので、そういったものは無形的なものであり、各時代における作

品がその時代の有形の文化財になっていくということであろうかと思えます。そこを整理しながら結論を出していくというのは非常に難解なことだろうと思えますが、そういうことを整理しながら、半歩でも一歩でも進めていくということが重要だというふうに認識を改めていたしました。

ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。オンラインで御参加の委員の方々も御意見いただけませんか。

【甲斐委員】 甲斐ですけれども。

【小島会長】 お願いいたします。

【甲斐委員】 先ほどから話題になっていました6ページなんですけれども、生活文化にどのジャンルのもをどのように保護の措置の中に組み込んでいくかというようなことに際しまして、重要になるのがやはり実態調査だと思うんです。先ほども御指摘がありましたけれども、24行のところ、「生活文化の分野ごとに、その歴史的変遷や社会的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ」ということが書かれております。ちょっと引っかけましたのは、社会的価値という言葉というのが適当なのかなということを考えまして、今現在の社会にあって、どのような価値づけをするのかというのは非常に難しいことだと思うんです。ここは、その文章の後にあるように、「文化財保護法上の適切な保存・活用」の検討の材料にするわけですから、文化財保護法に書かれている言葉というのを優先するほうがいいのかと思いました。社会的価値というのではなくて、無形文化財につきましては、歴史上または芸術上の価値の高いもの、それから無形民俗文化財につきましては、生活の推移の理解のために欠かせないものというようなことがありますので、その辺り少し言葉を工夫されるとよりいいのではないかなと思いましたので、申し上げました。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。ほかに御意見いかがでしょうか。

【岩崎委員】 岩崎ですけれども、今のお話にもちょっと関わるんですが、今日机上配付資料で配られたイメージ図について発言してよろしいでしょうか。

【小島会長】 お願いします。

【岩崎委員】 この整理では、下の段の地方登録と国登録、これが今回新たに制度化される問題かと思えます。右上の国指定については、既に制度化されて法律もあるわけですので、ここの文章を、「我が国の文化全体の観点から見て重要な文化財を指定」というのは、

保護法の記述に従った形に変えたほうが適切なのではないかと考えます。例えば、その横の記録選択については、保護法で書かれてある文言が参照されていますので、変更をしたほうが良いと考えます。

それから、国登録の部分についてなんですけれども、先ほどの何を生活文化とするのかということとも関わってくるんですが、文化全体の観点から見ての価値というのは、保護法上の考え方とは違います。せめて、文化史上とか、ある種の限定を付けるようなことをしないと何でもありになってしまうような話になることをおそれますので、これについては検討の余地があるんじゃないかと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、予定した時間が迫ってまいりましたので、今後の作業についての御説明をいたします。

皆様には貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今日いただきました御意見を踏まえて修正した最終的な取りまとめ案を次回は皆様に御議論していただく予定であります。その前提として、本日皆様に御議論いただきました内容を広く国民の皆様から意見をいただくというパブリックコメントの募集を行う予定であります。たくさんの御意見をいただきまして、先ほど事務局からも話がありましたように、来週の月曜日には公開したいということですので、この取りまとめについて、僭越ではございますが、会長のほうに御一任いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【小島会長】 この内容については、委員の皆様には御報告するという形で確認していただくこととなりますので、恐れ入りますが、今日の御意見の取りまとめについては、会長一任ということをお願いいたします。

では、このことについて事務局のほうから具体的な御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 簡単に申します。先ほどのイメージ図と同様に、委員の方に配付させていただいている資料です。今後の進め方を書かせていただきました。本日、先ほど会長がおっしゃってくださったようにお話をいただきまして、これを次回会議は、第5回は24日木曜日になりますので、それまでに様々な形でうまく反映していきたいと思っています。一方で、意見募集、パブリックコメントにつきましては、大変恐縮ですが、2日と24日の間です。具体的には12月7日月曜日から16日水曜日をイメージしてやってみたいと思います。

ので、そちらでいただいた御意見も24日の会議で反映できるようにいろいろ調整を進めてみたいと思います。

さっきのイメージ図につきましても、今回は、前回配付させていただいたものとまだ現状はそれほど変わったものではありませんが、次回までにもう少しここは、先ほどの御意見も踏まえて整理していきたいと思います。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。とにかく短い時間ですが、精緻に整理をしてみたいと思いますので、また今後ともぜひ御協力をお願いいたします。

それと、先ほど齊藤委員のほうからの御発言もありましたように、この場で十分に御発言いただけなかったこと等についても、事務局のほうにメール等でお知らせいただければ、それも含めてパブリックコメントとしての内容に反映させていきたいと思いますので、どうぞ、御協力をよろしくをお願いいたします。オンラインで御参加の委員の皆様も、もし追加の御意見等ありましたら、事務局のほうにメールでお知らせください。よろしくをお願いいたします。

次回の第5回会議は、12月24日木曜日、14時からです。これが予定していた5回目の会議ということになりますので、パブリックコメントの成果、それから委員の皆さんからの御意見含めて最終的な確認を行う機会となりますので、次回もぜひ活発な御意見を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

今日は本当に、議場がたくさん詰まっておりましたので、時間を制約するような形で御発言いただきましたことおわびをいたします。今日はどうもありがとうございました。以上で閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —